

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 (概要)

1 改正の趣旨

- 令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続(※)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされている。

※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

- これを踏まえ、今般、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則(平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「規則」という。)において、押印を求めている手続(様式)について、国民や事業者等の押印を不要とする改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 規則の様式から「印」の記載を一律削除する。
- (2) 本省令の施行の際、施行後においても、当分の間は現行の様式を使用できるよう、経過措置を設ける。
- (3) その他、規定内容の明確化のため、所要の改正を行う。

3 今後の予定

12月9日(水)	パブリックコメント開始
12月16日(水)	パブリックコメント終了
12月18日(金)	官報原稿入稿
12月28日(月)	官報掲載(公布・施行)